

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 5 3 号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市 民 課	<p>【改正趣旨】 市役所のスマート化を図るため、電子申請による印鑑登録証明書の申請を可能にするに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 現在、印鑑登録証明書の交付申請は、①窓口で印鑑登録証を提示する、②窓口でマイナンバーカードを提示する、③コンビニエンスストア等のマルチコピー機でマイナンバーカードを使用する3種類の方法で行うことができる。行政手続の電子化を進めるにあたり、マイナンバーカードとスマートフォンを活用した電子申請受付を可能にするため、下記内容の規定を追加するもの。</p> <p>○三田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年三田市条例第41号）第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申請を行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、市長は、当該申請内容と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>